説明資料

(保険契約の移転に係る規制の在り方)

平成23年10月19日 金融庁総務企画局企画課保険企画室

【更に検討すべき論点について】

I. 移転単位規制を緩和する(同一保険集団の分割を認める)ことに伴う論点

①移転対象契約の合理的な切り分け(P2)

- 移転対象契約とそれ以外の契約をどのような基準で切り分けることが求められるか。また、当該基準は、保険契約者の保護の観点から何らかのチェックが必要か。
- 移転対象契約の集団と残存する契約の集団との事故率の差異等を反映した責任準備金の適切な算定が必要であるが、当該算定の方法等がどのような 条件を満たせば、保険契約者間の公平性や保険会社の健全性の観点から問題がないと言えるか。

Ⅱ.保険契約の移転に伴う論点

②移転後の両保険会社の支払余力(P3)

- 移転後の両保険会社の支払余力について、何らかの要件を求めるか。

③有配当契約における配当の取扱い(P4~6)

- 移転対象契約者の保険契約が寄与した剰余金の取扱いについてどう考えるか。
- 移転後に生じうる将来的な配当水準の差についてどう考えるか。

④移転元会社と移転先会社のサービス水準の差(P7)

一保険契約の移転により、保険契約者の意思に反して、サービス水準が変更される可能性があるが、この点についてどう考えるか。

⑤異議申立手続きの在り方(P8)

- ― 異議申立手続きの際、保険契約者に与えられるべき情報(現行は移転契約に係る契約書やその要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表等)及び情報提供の方法(現行は公告)についてどう考えるか。
- 移転対象契約者以外の保険契約者等は異議を述べることができないことについてどう考えるか。
- 一 異議を述べた者への対応や異議の成立要件等、異議申立手続きの在り方についてその他に見直すべき点はないか。

⑥販売停止規定 (P10)

移転手続き中は移転対象契約と同種の契約の締結を禁止するという販売停止規定の存在により、必要な保険の更新等ができず、かえって保険契約者の保護に欠けることとなっているため、当該規定を見直してほしいという要望がなされているが、販売停止規定の趣旨に照らした場合、このような指摘についてどう考えるか。

【移転対象契約の合理的な切り分け】

論点1

移転対象契約とそれ以外の契約をどのような基準で切り分けることが求められるか。また、当該基準は、保険契約者の保護の 観点から何らかのチェックが必要か。

【考えられる対応案】

|案 1 | 移転対象契約の切り分けの基準について、合理的かつ保険契約者の保護に欠けるものでないかチェックを行う。

案2 異議申立手続きの際、移転対象契約の切り分けの基準及び移転の効果(保険契約者へのメリットを含む。)について、保 険会社に説明義務を課す。

論点2

一 移転対象契約の集団と残存する契約の集団との事故率の差異等を反映した責任準備金の適切な算定が必要であるが、当該算定 の方法等がどのような条件を満たせば、保険契約者間の公平性や保険会社の健全性の観点から問題がないと言えるか。

【考えられる対応案】

移転対象契約集団と残存する契約集団の双方について、移転時点における保険事故発生率等を反映した責任準備金を将来収支 分析を活用することにより算定し、対応する資産とともに移転を行う。また、あわせてそのような責任準備金の算定の適切性を 確保するための仕組み(例えば、第三者のチェック等)を設ける。

※ 将来収支分析・・直近実績等に基づき作成したシナリオをもとに将来の収支を予測することにより、責任準備金の十分性など を確認すること。

【移転後の両保険会社の支払余力】

論点

一 保険会社の経営の健全性を判断するための基準としては、ソルベンシー・マージン比率が存在しており、移転後の両保険会社の 支払余力についても、ソルベンシー・マージン比率を活用してチェックを行うことが考えられるか。また、その際、移転元会社及 び移転先会社の移転前後でのソルベンシー・マージン比率について、何らかの要件を求めるか。

(補足)

ソルベンシー・マージン比率規制においては、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされるためには、当該比率が 200%以上でなければならないとされ、200%を下回った場合には、ソルベンシー・マージン比率に応じて設定された区分に応じ、監督上必要な措置の命令がなされることとなる。

【保険契約の移転に伴う保険契約者への影響と考えられる対応案】

	保険契約者に与える影響	考えられる対応案
移転対象契約者	保険契約者の意思に反し、支払余力が移転元会社よりも大きく低下する会社に保険契約が移転される可能 性がある。	案 1 移転後における両保険会社の支払能力の充実の状況が、適当と される基準(200%)を上回ることのみを要件とする。
移転元会社の保険 契約者(移転対象 契約者以外) 移転先会社の保険 契約者(移転対象 契約者以外)	移転される資産の状況や移転対象契約のリスク特性 等により、移転元会社及び移転先会社の支払余力が変 化する可能性がある。(ただし、仮に保険契約の移転が なくとも、通常の事業活動により支払余力は変化する ため、保険契約の移転に伴う固有の問題ではないと考 えられる。)	S O M R K A L O X A X N O X L D O X L C E 女

(参考:諸外国の状況)

ドイツ・イギリス・アメリカのいずれの国においても、適切な支払余力を有しているかが認可基準とされているが、定量的な基準は設けられていない。

【有配当契約における配当の取扱い①】

- 移転元保険会社の剰余金の分配の在り方-

論点

- 移転対象契約者の保険契約が寄与した剰余金(配当準備金(割当済)に繰入れ済のものは除く。)の取扱いについてどう考えるか。
 - (補足1) 剰余金のうち配当に充てることが確定したものは、契約者配当準備金(社員配当準備金)として積み立てられるが、この中には、個々の契約者に割当済のものと未割当のものがある。また、それ以外の剰余金については、内部留保等として積み立てられるが、株式会社においては株主配当の財源ともなる。
 - (補足2)保険契約の移転に際しては、移転元会社は、移転対象契約者以外の債権者の利益を保護するために必要な財産を留保しなければならないこととされている。(保険業法第135条第3項)

【保険契約の移転に伴う保険契約者への影響と考えられる対応案】

	保険契約者に与える影響	考えられる対応案
移転対象契約者	配当準備金として個々の契約者に割当済のもの以外の剰余金についても、移転対象契約が寄与した部分があるため、当該部分に該当する財産を移転しなければ、保険契約者間の公平性の観点から問題という考え方も成り立ちうる。 ただし、寄与分を移転した場合でも、移転先保険会社で移転対象契約者以外の保険契約者の配当等に充てられる可能性がある。	案1 移転後の両保険会社の支払余力が十分であるかのみをチェックする。 案2 移転対象契約が寄与した部分を何らかの形で計算し、それに該当する 財産を移転する。 案3 移転対象契約が寄与した剰余金を移転時に移転対象契約者に一時金として支払うか又は移転先会社において区分経理をして管理する。 ※破綻時の移転については、破綻会社から健全な会社へ移転を行うことを目的としていることに鑑みれば、特段の考慮は必要ないと考えられる。
移転元会社の保険 契約者(移転対象契 約者以外)	移転対象となる剰余金の額によっては、保険契約者 間の公平性の観点から問題という考え方も成り立ちう る。	移転対象契約が寄与した剰余金の取扱いが適切なものであれば、結果 として、移転対象契約者以外の者の保護も図られると考えてよいか。
移転先会社の保険 契約者(移転対象契 約者以外)	移転される剰余金の額によっては、移転先会社の支 払余力が変化する可能性があるが、保険契約の移転に 伴う固有の問題ではないと考えられる。	特段の対応は不要と考えてよいか。

(参考1:諸外国の状況)

ドイツー移転元会社及び移転先会社の被保険者の剰余金配当を受ける権利の価値が移転前後で減少しないこと。 イギリスー裁判所による承認の際の考慮要素の一つとなっている。

(参考2:相互会社から株式会社への組織変更時の社員への株式又は金銭の割当て)

- ・相互会社の株式会社化に際しては、社員であった保険契約者は組織変更後株式会社の保険契約者になるとともに、保険関係を除く社員権について、組織変更計画の定めるところにより、組織変更後株式会社の株式又は金銭の割当てを受けることとなる。 (保険業法第90条第1項)
- ・その際の株式又は金銭の割当ては、<u>社員の寄与分に応じて</u>しなければならないこととされている。(保険業法第90条第2項)
- ・また、上記の株式又は金銭の割当てについては、その数又は算定方法について組織変更計画に定めることとされており、 当該組織変更計画の内容は、株式又は金銭の割当てについての定めの相当性に関する事項を記載した書面等とともに、各事務 所に備え置かなければならないこととされている。(保険業法第86条第4項、第87条第1項)

【有配当契約における配当の取扱い②】

一移転後に生じ得る配当水準の差についてー

論点

一 移転対象となった有配当契約については、移転元会社と移転先会社では、損益の状況や配当方針が異なりうるため、移転前 後で配当水準に差が生じる可能性があるが、保険契約者間の公平性の観点から、この点についてどう考えるか。

【保険契約の移転に伴う保険契約者への影響と考えられる対応案】

	保険契約者に与える影響	考えられる対応案
移転対象契約者	保険会社の変更により、移転元会社に残っていた場合に得られたであろう配当水準が確保されない可能性がある。	案1 移転に際し、保険契約者の合理的な期待に反することがないよう、過去の配当実績や配当方針等についてチェックを行う。 案2 移転を行おうとする際、移転対象契約者に係る配当に関する情報(過去の配当実績、配当方針等)を開示させる。 ※破綻時の移転については、破綻会社から健全な会社へ移転を行うことを目的としていることに鑑みれば、特段の考慮は必要ないと考えられる。
移転元会社の保険 契約者(移転対象契 約者以外) 移転先会社の保険 契約者(移転対象契 約者以外)	保険契約の移転により、移転元会社及び移転先会社の配当水準に影響を及ぼす可能性があるが、 仮に保険契約の移転がなくとも、通常の事業活動 により配当水準に変更はありうるため、保険契約 の移転に伴う固有の問題ではないと考えられる。	特段の対応は不要と考えてよいか。

(参考:諸外国の状況)

ドイツー移転元会社及び移転先会社の被保険者の剰余金配当を受ける権利の価値が移転前後で減少しないこと。

イギリスー裁判所による承認の際の考慮要素の一つとなっている。

【移転元会社と移転先会社のサービス水準の差】

論点

ー 保険契約の移転により、保険契約者の意思に反して、サービス水準が変更される可能性があるが、この点についてどう考えるか。

【保険契約の移転に伴う保険契約者への影響と考えられる対応案】

	保険契約者に与える影響	考えられる対応案
移転対象契約者	保険会社が変更されるため、サービス水準が変 更される可能性がある。	案1 移転に際し、サービス水準が著しく低下しないか等についてチェックを行う。 案2 移転を行おうとする際、移転後の対象契約者に係るサービスに関する情報を開示させる。 ※破綻時の移転については、破綻会社から健全な会社へ移転を行うことを目的としていることに鑑みれば、特段の考慮は必要ないと考えられる。
移転元会社の保険 契約者(移転対象契 約者以外) 移転先会社の保険 契約者(移転対象契 約者以外)	保険会社に変更がないため、基本的には影響はないと考えられる。	特段の対応は不要と考えてよいか。

(参考:諸外国の状況)

イギリス・アメリカについては、裁判所及び当局の承認の際に考慮されている。

【異議申立手続きの在り方】

①異議申立手続き時に与えられる情報について

論点

- ― 異議申立手続きの際、保険契約者に与えられるべき情報及び情報提供の方法(※)について、保険契約者の意思を適切に反映する観点から、どう考えるか。
 - ※現行は、公告により、移転契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表等が開示される。

【考えられる対応案】

― 異議申立手続きに際し与えられる情報を追加するとともに、公告ではなく個別通知により異議申立の機会を確保する。(ただし、個別通知に伴うコストについてどう考えるか。)

なお、迅速な対応が求められる破綻時については、個別通知は過重な負担となる可能性があるため、従来通り公告のみとすることが考えられる。

※追加することが考えられる情報

- ・移転前後の両保険会社のソルベンシー・マージン比率
- 移転後の配当に係る情報(過去の配当実績、配当方針等)
- ・移転後に受けられるサービスの内容
- ②異議申立手続きの対象者について

論点

- 移転対象契約者以外の者にとっては、債務者である保険会社は交替しない。また、保険契約の移転に際しては、移転元会社は、移転対象契約者以外の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならないこととされている。
- これらを前提とした場合、移転対象契約者以外の保険契約者等についても異議を述べることができるようにする必要があるか。
 - (補足)現行制度では、移転対象契約者以外の者は、異議申立手続きの対象とはされていないが、相互会社の場合、社員である保険契約者は、移転の決議を行う社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議において意思を表明することは可能。(保険業法第 136 条第 1 項)

③異議申立手続きの在り方

論点1

- − 現行制度では、移転対象契約者の1/5超の異議があれば保険契約の移転はできないこととなるが、この要件を見直すべきか。
 - ※現行制度の下では、破綻保険会社でない場合は 1/5 超の異議、破綻保険会社であって契約条件の変更を伴う場合は、 1/10 超の異議があれば、保険契約の移転はできないこととなっている。

論点2

― 異議の成立要件を満たさなかった場合、異議を述べた者の保険契約も移転されるが、この場合、異議を述べた保険契約者の保護の観点から、当該異議を述べた者に対し、移転元会社が引き続き責任を負う等何らかの対応が必要か。

【考えられる対応案】

- | 案 1 | 保険集団を維持する必要性や、移転先会社の支払余力は移転を行う際にチェックされるという点に鑑み、異議を述べた者の | 保険契約も移転されるという現行制度を維持する。
- **案2** 異議を述べた者の契約については、移転対象から除外する。(ただし、この場合には、保険集団を維持する必要性との関係についてどのように考えるか。)

(参考:諸外国の状況)

ドイツー異議申立手続きはない。

イギリスー不利益を受けると主張する者は、裁判所の審問を受けることができる。また、移転承認後、一定期間中の解約が可能。 アメリカー異議がある者の契約は、移転元に残存することとなる。

【販売停止規定について】

【現行制度】

移転元会社は、第百三十六条第一項の決議(株主総会等決議)があった時から保険契約の移転をし、又はしないこととなった時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。(保険業法第138条)

【趣旨】

移転対象契約者の範囲を確定するという実務的な要請に加え、以下のような理由から設けられているもの。

- ・移転を行おうするものと同種の保険契約の締結を認めることは、包括移転の趣旨にそぐわないこと
- ・移転対象契約者の範囲を確定した後に締結する保険契約は移転元会社に残され、保険契約者の保護に欠けること

これまでの主なご意見

 移転手続き中は、同種の保険契約の締結を禁止する規定があるために、例えば、自動車保険において自動車を入れ替えた場合の 異動処理や建物の建て増しに伴う火災保険の保険金額の引き上げといったことができず、消費者の利便を損なっているため、見直 しをしてほしい。

論点

- ー 必要な保障を継続することが基本的に保険契約者の利益になる点に鑑みると、本規制の存在により、必要な保障が継続できない 場合があることについてどう考えるか。
- ー 仮に、移転手続き中も移転対象契約と同種の保険契約の締結を許容することとした場合、当該保険契約はどのように取り扱われ ることが適当と考えられるか。

【前回までの主なご意見】

【総論】

- 経営の効率化を図る観点から色々なことについて見直しをしていくべきだが、一方で契約者等保護の視点や適切なリスク管理とのバランスを とりながら進めていくべきではないか。
- O 状況として、グループ化が進んでいる中、グループのガバナンスが相当強化されているという流れとあわせて、経済価値ベース、リスクベースの健全性のチェックが進んでいることが、従来と大きく違っている。
- 移転単位規制によってカバーしようとしているのは、大数の法則が働かなくなり、保険会社の経営に影響を及ぼす事態が生じ得るという問題や、健康体の人とそうでない人を区別し、片方だけ移転させるという問題だが、これらに対処するためにどのような手当てを置くかという問題と、移転先で配当が低下してしまうという問題や移転先の保険会社の経営が苦しいことに対してどう対処するかといった問題は、規制の仕方として分けて考えていく必要があるのではないか。
- 〇 営業チャネルごとに分けることに問題がない場合においては、現行の一律にまとめてでないと移転できないという規制をやめるかわりに、認可の中で、問題のある区別の仕方となっていないかチェックするという方法も考えられるのではないか。
- 責任準備金の算定の基礎が同一のものを全部まとめて移しても、配当やサービスの内容が変わることや、この保険会社は嫌だということは生じ得るにも関わらず、それらの問題があるから、この単位規制を緩和しないというのは、やや議論がかみ合っていないようにも感じられる。

【保険契約の移転に伴う契約者への影響】

- 生命保険契約は長期であり、契約内容は変わらなくても、財務内容や配当がよかったAからBに移ったときに、特に健康状態が悪化して加齢していると、B会社をやめてほかの会社に移ることはしにくいという問題があるのではないか。
- 〇 保険契約の移転はこれまで会社統合時や破綻時に緊急避難的に活用されてきたものであり、健全な保険会社の契約が移転されるのは、消費者 側から言えば想定外である。消費者側にどのようなメリットがあるか理解できないところがある。
- 損害率やリスク特性の異なる商品を分離することにより、消費者にとって非常に見えやすくなったり、選択肢が増える可能性もあるので、必ずしも不利益ではないのではないか。

【責任準備金の適正な算出】

- O 破綻とか、撤退といった事例にかかわる包括移転に加えて、健全な会社にかかわる包括移転を視野に入れた適正な責任準備金の算出を担保する仕組みについて、議論する必要があるのではないか。
- 本来は経済価値ベースの責任準備金を算出することが良いと思うが、それが制度化に至らない現状において、代替策として、追加責任準備金 のアプローチは一定の妥当性があると考える。
- 〇 責任準備金の算出が適正かどうかは、一部移転に際し、移転元、移転先双方の保険計理人が確認することで、その判断の独立性が強化される ことはあるかもしれない。
- 〇 移転対象契約の全体としての経済的な価値は必ずしも責任準備金の額ではないので、移転対象となる責任準備金の算定ルール等を事細かに決めず、両保険会社の交渉に委ねるということも考えられるのではないか。

【移転後の両当事者の支払余力】

- 包括移転後、保険会社の支払余力が変わるので、知らないうちに、元受契約の不確実性が増大するのは消費者にとって問題。
- 予定利率の低い契約等優良な契約のみを取り出すチェリーピッキングが行われる懸念がある。移転元の保険会社の健全性に悪影響を及ぼすようなことがあってはならないので、この点には留意が必要。
- 〇 近年、保険会社の健全性をめぐる監督規制は、大きく進化しており、それに伴い保険会社の経営管理の高度化が図られ、保険会社の健全性が 向上してきている。また、包括移転の前後での個々の保険会社の健全性についても、決算ごとに確認が可能である。

【有配当契約の移転】

- 〇 相互会社における有配当契約に関して、移転対象とする場合、内部留保への寄与度の計算をして、例えば移転対象者には現金支給をして、精 算するような仕組みが必要になるのではないか。
- 配当をどう考えるかという問題については、満期に責任準備金がゼロになる商品、ゼロにならないような商品、その中でも配当のある商品と 無配当の商品といったように分類して考えるというのも一つの方法ではないか。
- O 配当については、契約者配当準備金などを移転する時点できれいに分けることができれば、例えば10年後に少し差が出てきたとしてもそれ は仕方がないのではないか。

〇 有配当契約において、移転対象契約の寄与分計算や移転後に生じうる将来的な配当水準の公平性の確保に向けた考え方などを整理するのは容易ではないことから、今回の審議を有配当契約にまで及ぼすのかは検討の余地があるかとは思う。

【グループ内のみ移転単位規制を緩和することについて】

○ グループ内での包括移転だから規制緩和できるということに特化することが、この問題に対するアプローチとして少し違和感があり、なぜグループ外でできないのかという議論が後に控えていると思う。

【異議申立手続き】

- 〇 現行の異議申立手続きは、契約者が公告だけを見て5分の1の異議を集めてくるという非常に難しいものであるので、破綻時はともかく、平時としては、保護として弱いのではないか。例えば、全契約者に対して事前の通知を行うといった会社分割における債権者異議手続きの個別催告のようなものであれば意味があることと思う。
- 〇 保険契約者の意向を的確に反映させるために、例えば、包括移転を行う保険会社は移転対象の全契約者向けに包括移転を行うことについての 事前の通知を行うといった対応も考えられるのではないか。
- 包括移転は、契約者の意思とは関係なく移転対象となるものであるから、契約者の意思をしっかりと確認するスキームが前提。また、移転対象とならず、元の会社に残される契約者について賛否を表明する機会がないのも課題と考えている。
- 5分の1の異議が集まらない場合でも、異議を述べた者に対しては、何らかの手当を考えてもよいのではないか。例えば、ソルベンシー・マージン比率が一定程度下がるような場合には、連帯責任のようなものを移転元の方に課していくということも考えてもよいのではないか。

参考資料

【現行制度】

- 〇 保険契約の移転は、<u>責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約</u>の全部を包括してしなければならない。(保険業法 第 135 条)
- 〇 保険業を営む株式会社が、その会社分割によりその保険契約を承継させる場合においては、<u>責任準備金の算出の基礎</u>が同一である保険契約の全部を包括して承継させなければならない。(保険業法第 173 条の 2)

(参考)

「通常、債務者が交替する場合には、個々の債権者の同意が必要であると考えられるが、<u>保険契約の移転については、保険の団体性に基づき、保険集団を維持するためには、個々の保険契約者を抽出して移転するのではなく、保険集団全体で移転する必要があるため</u>、包括移転の単位を責任準備金の算出の基礎が同一である契約としているのである。」(保険研究会編「コンメンタール保険業法」(1996 年、財経詳報社)

「保険会社は、保険業法の定めるところに従い、他の保険会社(外国保険会社等を含む。)との契約により、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して、他の保険会社に移転すること(「保険契約の包括移転」という。)ができる。<u>責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転することとされているのは、保険契約集団を維持するとともに、保険契約者間の公平を確保するためである。</u>」(安居孝啓編著「【改訂版】最新 保険業法の解説」(2010年、大成出版社))

【保険契約の包括移転の手続き (概要)】

	破綻保険会社でない場合	破綻保険会社の場合		
	収 収 保 快 会 任 じ な い 場 合	保険業法に基づく破綻処理手続	更生特例法に基づく破綻処理手続	
包括移転の範囲	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全 部を包括してしなければならない 【法第 135 条第 2 項】	同左	同左	
契約条件の変更	不可(軽微な変更で保険契約者の不利益にならないも のは可) 【法第 135 条第 4 項】	保険金の削減その他の契約条項の変更が可能 【法第 250 条第 1 項】	同左	
総会等の決議	移転元会社及び移転先会社の株主総会又は社員総会 の特別決議【法第 136 条第 1·2 項】	同左 ※ただし債務超過の場合は、裁判所の許可で株主総会 等の決議に代えることができる【法第 249 条の 2 第 1・2 項】		
公告・通知	移転する契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表【法第137条第1項】(公告)	左記の内容に加え、契約条件の変更により生ずる契約者の権利義務の変更の主要な内容【法第251条第1項】		
保険契約者の異議	移転対象契約者【法第 137 条第 2 項】 <成立要件> 異議を述べた契約者数が <u>1/5</u> を超え、かつ、その保 険契約に係る債権額が <u>1/5</u> を超えているときは、移	同左 <成立要件> 異議を述べた契約者数が <u>1 / 10</u> を超え、かつ、その 保険契約に係る債権額が <u>1 / 10</u> を超えているときは、 移転不可【法第 137 条第 4 項、第 251 条第 2 項】		
行政庁の認可と <mark>認可基準等</mark>	内閣総理大臣(金融庁長官)の認可 <認可基準>【法第139条】 ①保険契約者等の保護に照らして適当であること ②移転先会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行 する見込みが確実であること ③移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれ がないこと	同左	裁判所の更生計画認可 <認可要件>【会社更生法第 199 条第 2 項、更 生特例法第 290 条第 2 項】 ①更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判 所規則の規定に適合するものであること ②更生計画の内容が公正かつ衡平であること ③更生計画が遂行可能であること 等 ※ 更生計画を遂行する際、法第 139 条の認可が 必要。	

^{※「}法」は「保険業法」、「更生特例法」は「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」をそれぞれ表す。

【制度をめぐる主な議論】

〇 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」(平成19年12月18日 金融審議会金融分科 会第二部会報告)

Ⅲ、保険に関する規制緩和

2. 保険契約移転時における移転単位

保険業法第135条において、保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約、すなわ ち生命保険については予定利率や予定死亡率等を同じくするもの、損害保険については予定損害率等を同じくするものの全部を 包括して行わなければならないとされている。本規制については、例えば、企業向け専門保険会社と家計向け専門保険会社とい った顧客の特性に応じた分社化や、地域別の保険会社に再編することを困難としている等の指摘がある。

一方で、保険契約の移転単位の見直しに際しては、保険契約者や一般債権者の保護(異議申立制度の在り方を含む)、当時会 社の財産状況の確認手法、包括移転が保険契約の特性を踏まえて保険契約者の同意を得ずに契約を移転できる特例的な手法であ ること等の多くの論点について、検討を行う必要があるものと考えられる。

このため、直ちに保険契約移転時における移転単位を見直すことは適当ではなく、この点については、上記のような論点につ いて保険契約者保護等の観点から、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討すべきものと考えられる。

「「国民の声」おかしなルールの見直し(国の規制・制度の改革)についての集中受付」(平成22年9月10日 ~10月14日 内閣府)

提案の具体的内容

保険契約の移転・承継にあたり、消費者保護の観点から設けられている保険契約者の異議申立手続や内閣総理大臣の認可手 続きの充実を図る。その上で、移転・承継の単位に係る規制を見直し、契約者サービスの向上を目指した保険契約の移転・承 継を柔軟に実施できるようにする。

(契約者保護ルールの充実の例)

- (1)保険契約者等の異議申立制度における公告事項の充実 (2)保険契約者等の異議申立機会の拡大

(3) 内閣総理大臣の認可基準の厳格化

(4)保険契約の給付の安全性の担保

〇 「規制・制度改革に係る方針」(平成23年4月8日 閣議決定)

企業グループの組織再編に資する規制の見直し

(1) 保険契約の包括移転に係る規制についての検討

保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。<平成23年度検討>

【保険契約の包括移転の事例】

(平成 13 年 4 月以降)

	時期	移転会社	移転先会社	移転対象保険契約	背景
損保	平成 13 年 4 月	第一火災海上	損害保険契約者保護機構	全部	破綻
生保	平成 13 年 4 月	同和生命	日本生命	全部	再編
生保	平成 13 年 4 月	第百生命	マニュライフセンチュリー生命	全部	破綻
損保	平成 13 年 7 月	ウィンタートウル・スイス・インシュアランス・カンパ [°] ニー日本 支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	リスク細分型通信販売用自動車 保険契約	事業再編
損保	平成 14 年 2 月	ローヤル・エキスチェンシ゛・アッシュアランス日本支社	アクサ損害	全部	再編
損保	平成 15 年 3 月	リハ゛ティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー日本 支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成 15 年 4 月	ランハ゛ーメンス゛・ミューチュアル・カシ゛ュアルティ・カンハ゜ニー 日本支店	フェデラル・インシュアランス・カンパニー日本支店	傷害保険契約	事業再編
損保	平成 15 年 10 月	ウィンタートウル・スイス・インシュアランス・カンパ [°] ニー日本 支店	あいおい損害	全部	日本撤退
損保	平成 15 年 11 月	三井ライフ損害	三井住友海上火災	全部	再編
損保	平成 16 年 4 月	キュー・ビー・イー・インシュアランス (インターナショナル) リミテット 日本支社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成 16 年 7 月	ランハ゛ーメンス゛・ミューチュアル・カシ゛ュアルティ・カンハ゜ニー 日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成 17 年 2 月	ザ・ロンドン・アッシュアランス日本支店	ェイアイユーインシュアランスカンパ゚ニー日本支社 アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパ゚ニー日本支店	火災保険契約 火災保険以外の保険契約	日本撤退
損保	平成 17 年 2 月	ロイヤル・アント゛・サンアライアンス・インシュアランス・ヒ゜ーエルシー	エイアイユーインシュアランスカンパニー日本支社	全部	日本撤退
損保	平成 23 年 1 月	スミセイ損害	三井住友海上火災	全部	再編
損保	平成 23 年 6 月	アリアンツ火災海上	アクサ損害	ペット保険契約	事業再編

[※]会社名は当時。

【諸外国の保険契約移転制度の概要 (未定稿)】

	日本	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
移転単位	責任準備金の算出の基礎が 同一である保険契約	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
行政庁 の関与	内閣総理大臣の認可	監督官の承認	裁判所の承認 ※ 金融サービス機構は、保険 会社が裁判所に申請するまでの間、必要な助言等の関与を行う。	連邦金融監督庁の認可	保険企業委員会の承認
異議申立手続き	○ 移転対象契約者の1/5 超の異議があれば、移転 不成立、1/5 超の異議が なければ異議を述べた者 も同意したものとみなさ れる。 ○ 移転契約の要旨等が公 告される。	〇 契約移転そのものの 成立を左右できるよう な手続きはない。	契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。移転内容等について契約者に通知される。	〇 契約移転そのものの 成立を左右できるよう な手続きはない。	契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。承認申請が官報公示される。
		○ 移転に反対する者の 保険契約は移転元に残 り、移転先が再保険を引 き受ける。	○ 裁判所の承認があれば異議がある者の契約も移転される。 ※ ただし、不利益を被ると主張する者は、移転スキームに対して意見を述べることが可能。	〇 当局の認可があれば 異議がある者の契約も 移転される。	○ 当局の承認があれば 異議がある者の契約も 移転される。 ※ ただし、債権者は、移転 スキームに対して意見を述 べることが可能。